

特別徴収事務の手引

愛知県瀬戸市税務課市民税係

【お問い合わせ先】

瀬戸市役所 税務課

◇特別徴収全般・異動届出書について

市民税係 (0561) -88-2571 (直通)

◇納入・還付等の納税について

収納係 (0561) -88-2572 (直通)

◎お問い合わせの際は、「特別徴収義務者指定番号」をお知らせください。

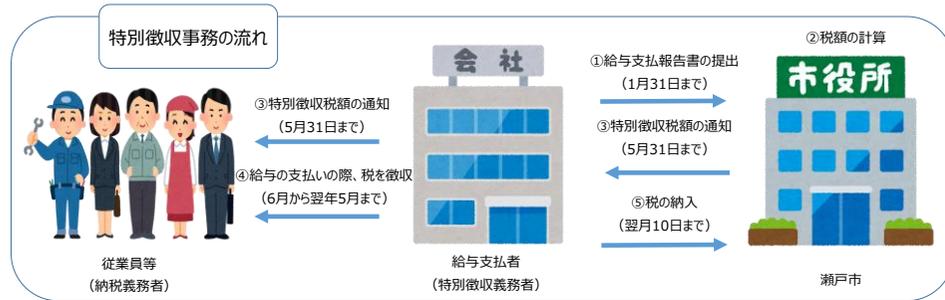


給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収について

1. 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収とは

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収（以下「特別徴収」という。）とは、給与支払者（特別徴収義務者）が、所得税の源泉徴収と同じように、従業員等（納税義務者）に毎月支払う給与から、市民税・県民税・森林環境税を徴収し、翌月 10 日までに市町村に納入していただく制度です。

徴収月は 6 月から翌年 5 月までです。



2. 特別徴収義務者の指定

4 月 1 日現在において給与の支払いをしている給与支払者のうち、地方税法第 321 条の 4 の規定により所得税の源泉徴収義務がある給与支払者を、特別徴収税額の通知により「特別徴収義務者」として指定しています。

なお、従業員等（納税義務者）が、2 か所以上の給与支払者から給与の支払いを受けている場合は、その主たる給与支払者を「特別徴収義務者」に指定しています。

3. 特別徴収義務者指定番号について

指定番号は、特別徴収税額通知書に記載しています。

瀬戸市へのお問い合わせの際には、指定番号をお知らせください。

令和〇年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

489-8701
愛知県〇〇市△△町123番地の4
〇〇株式会社 様

ここに指定番号を記載しています。

特別徴収税額	〇〇,〇〇〇		課税人員		非課税人員	
	人数	納付額	人数	納付額	人数	納付額
6月分	〇	〇〇,〇〇〇	12月分	〇	〇〇,〇〇〇	〇
7月分	〇	〇〇,〇〇〇	1月分	〇	〇〇,〇〇〇	〇
8月分	〇	〇〇,〇〇〇	2月分	〇	〇〇,〇〇〇	〇
9月分	〇	〇〇,〇〇〇	3月分	〇	〇〇,〇〇〇	〇
10月分	〇	〇〇,〇〇〇	4月分	〇	〇〇,〇〇〇	〇
11月分	〇	〇〇,〇〇〇	5月分	〇	〇〇,〇〇〇	〇

(備考) 納付書不要

指定番号	000000001	氏名	〇〇	市町村	〇〇	受給者番号	〇〇	特別徴収税額	〇〇,〇〇〇
住所	愛知県瀬戸市〇〇				氏名	〇〇 〇〇			

4. 特別徴収税額の通知

特別徴収義務者は、「特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）」を受け取られましたら、速やかに従業員等（納税義務者）へ「特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」を**圧着されたままの状態**で配布し、**納税義務者本人以外には開封されないよう**格別のご配慮をお願いします。

※納税義務者用の通知内容につきましては、本人からの問い合わせでない場合は、詳しい内容をご説明できませんのでご了承ください。

5. 特別徴収税額の徴収

「特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」に記載されている、各納税義務者の各月分の納付額（以下「月割額」という。）を毎月支払う給与から徴収し、翌月 10 日までに納入してください。

6. 特別徴収税額の変更

特別徴収税額の決定通知書をお送りした後に、税額が変更になった場合は「特別徴収税額の変更通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）」をお送りします。これらの書類を受け取られましたら、「特別徴収税額の変更通知書（特別徴収義務者用）」に記載されている月割額を徴収し、納入してください。

「特別徴収税額の変更通知書（納税義務者用）」は速やかに従業員等（納税義務者）へ**圧着されたままの状態**で配布し、**納税義務者本人以外には開封されないよう**格別のご配慮をお願いします。

7. 特別徴収税額の納入期限・納入場所について

「特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に記載されている月割額を、徴収した月の翌月 10 日（当日が金融機関等の休業日に当たる場合は、その翌営業日）までに、金融機関等で納入してください。

次の金融機関等以外で納入されますと、手数料がかかる場合がありますのでご注意ください。

取扱金融機関	瀬戸信用金庫 三菱UFJ銀行 あいち銀行 名古屋銀行 十六銀行 大垣共立銀行 あいち尾東農業協同組合 東海労働金庫 信用組合愛知商銀 イオ信用組合
ゆうちょ銀行 郵便局	愛知、岐阜、三重、静岡の各県のゆうちょ銀行・郵便局 (上記のゆうちょ銀行・郵便局以外は、当初に納入される際、「指定通知書」を当該ゆうちょ銀行・郵便局に提出する必要があります。)
その他	瀬戸市役所 水野・幡山・品野各支所

8. 納入について

「領収証書・納入書・納入済通知書」（以下、「納入書」という。）を使用する場合は、その月に徴収した税額、その他必要事項を正確に記入し、納入してください。

納 入 金 額	給与分 (一括徴収分を含む。)	千	百	2	0	0	0	0	0	0
				1	5	0	0	0	0	0
	退職所得分									
	延滞金									
	合計額			2	0	0	0	0	0	0

納入すべき金額を記入してください。
(領収証書・納入書・納入済通知書すべてに記入してください。)
※税額に変更がある場合 2 本線で抹消、訂正印不要。

※名称等の変更があった場合でも、特別徴収義務者指定番号が変わらなければ、「納入書」はそのまま使用できます。新しい名称等の「納入書」を希望される場合は、市民税係までご連絡ください。

9. 納期の特例について

給与の支払いを受ける従業員等が常時 10 人未満である場合には、年 2 回に分けて納入することができる「納期の特例」の制度があります。

この特例を受ける場合には、「特別徴収に係る納期の特例の承認申請書」の提出が必要となります。

※納入は 11 月分と 5 月分の 2 回となります。

10.月割額を滞納された場合

各月の特別徴収税額をそれぞれの納期限までに納入していただけない場合、各納期限の翌日から納入日までの日数に応じて延滞金が加算されます。延滞金は年14.6%（納期限の翌日から1か月以内は年7.3%）の割合を各月の特別徴収税額に乗じた額となります。

ただし、当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（延滞金特例基準割合）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合（納期限の翌日から1か月以内は延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（上限年7.3%））となります。

退職所得の分離課税について

退職所得については、退職手当等の支払者が退職者に支払う際に他の所得と分離して税額を計算し、支払額からその税金を徴収して住所地（退職した日の属する年の1月1日現在における住所地）の市町村に納入することになっています。

1.納入期限について

給与分と合わせて徴収した月の翌月10日までに納入してください。

2.納入書について

納入の際は、給与分と合わせて、退職所得分を記入してください。

納 入 金 額	給与分 (一括徴収分を含む。)	億	千	百	十	万	千	百	十	円	← 給与分の金額を記入		
						1	5	0	0	0		0	← 退職所得分の金額を記入
	退職所得分						5	6	2	0		0	
	延滞金												← 合計金額を記入
合計額					2	0	6	2	0	0			

また、納入済通知書の退職所得分欄の「退職者氏名」「支払金額」「勤続年数」「連絡先」「担当者名」および裏面「納入申告書」に金額等を記入してください。

退 職 所 得 分	退職者氏名	支払金額	勤続年数
	瀬戸 花子	9,126,000 円	20 年
TEL(0561) 82 - 7111 担当者名 瀬戸 太郎			

※特別徴収義務者が個人事業主である場合は、裏面「納入申告書」には個人番号を記載せず納入してください。金融機関等は個人番号を取り扱うことができないため、別途予備の「納入申告書」に個人番号を含む必要事項を記入し、直接瀬戸市へ提出してください。

☆税額の計算については、「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引（令和4年1月1日以降適用）」（必要な場合はご請求ください。）をご参照いただくか、市民税係におたずねください。



市へ届出が必要な場合と届出の種類について

1. 従業員が異動（退職・転勤等）したとき

異動事由	異動後の市民税・県民税の徴収方法・手続きの注意事項	届出書
退職 休職 長欠	<p>【異動が6月～12月】</p> <p>一括徴収：従業員から申し出があった場合</p> <p>普通徴収：従業員から申し出がない場合</p> <p>【異動が1月～4月】</p> <p>一括徴収：地方税法で義務付けられています</p> <p>※退職後に出国予定の従業員（研修生で帰国される従業員等）は、できる限り一括徴収していただくようお願いします。</p>	給与所得者異動届出書
死亡	普通徴収	
転勤 転職	<p>転勤先で従業員の特別徴収を継続するときに必要です。</p> <p>転勤先の担当者に徴収月とその月割額を連絡してください。</p> <p>※転勤先への連絡が不可能な場合は、普通徴収としてください。</p>	
就職	<p>中途就職等で、普通徴収から特別徴収への変更を希望するときに必要です。</p> <p>ただし、納期限が過ぎたものや65歳以上の方の公的年金に係る税額については切り替えることができません。</p>	普通徴収から特別徴収への切替依頼書

2. 事業所の所在地等が変更になったとき

事由	手続きの注意事項等	届出書
社名・所在地・送付先 (変更・合併等)	<p>所在地・名称を変更した場合や事業所あての書類の送付先を設定する場合に必要です。</p> <p>※会社合併による変更で、従業員に異動が生じる場合はあわせて給与所得者異動届出書も提出してください。</p> <p>※名称等の変更があった場合でも、指定番号が変わらなければ納入書はそのまま使用できます。</p>	特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

3. 特別徴収税額通知の受取方法が変更となったとき

事由	手続きの注意事項等	届出書
特別徴収義務者用 納税義務者用 通知先メールアドレス	<p>eTAX（エルタックス）で給与支払報告書を提出する際に選択した特別徴収税額通知の「受取方法」や「メールアドレス」を変更するときに必要です。</p> <p>※受領日の属する月の翌月分以降の通知発送に反映されます。</p>	特別徴収税額通知の受取方法等変更届出書

【記入例】①転勤等により特別徴収を継続する場合

宛先 瀬戸市長 令和〇年10月25日 提出		給与支払報告書 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書		年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度			
		所在地 〒489-0803 瀬戸市追分町64	特別徴収義務者 指定番号 0012345670	フリガナ セトカブシキガイシャ	宛名番号		
給与者 瀬戸花子		氏名又は名称 瀬戸株式会社	個人番号 又は法人番号 0000123456789	担連 氏名 愛知 市子	所属 人事課		
フリガナ セト ハナコ		異動事案発生日 (例：退職日)を記入		所属 氏名 (0561) 82-7111			
給与所得者	フリガナ 瀬戸 花子	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	生年月日 1985年 1月 1日						
	個人番号 000123456789	240,000 円	100,000 円	140,000 円	〇 年 10 月 15 日	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
	受給者番号 202601	1月1日 現在の住所 瀬戸市追分町123	同上	同上	同上	同上	

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号 0076543210 (新規)	法人番号 9876543210000	新しい勤務先へは、月割額 <u>20,000</u> 円を 11 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	所在地 〒489-0919 瀬戸市川端町1-2	担当者 連絡先 所属 氏名 電話 加藤 太郎 (0561) 83-1177	受給者番号 2026003	
	フリガナ オワリカブシキガイシャ	納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 2 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要		
	氏名又は名称 尾張株式会社			

2. 一括徴収の場合

理由 右から 番号を 記入	1. 異動 2. 異動	新しい勤務先について記入してください。 記入後は、新しい勤務先のご担当者様に 特別徴収開始月と月割額を連絡してください。	徴収予定月日 月 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円	左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納入期限分) で納入します。
------------------------	----------------	--	---------------	--------------------------	---

3. 普通徴収の場合

理由 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市 処理 欄	現年度	新年度
------------------------	--	---------------	-----	-----

【記入例】②退職等により未徴収税額一括徴収する場合

宛先 瀬戸市長 令和〇年2月5日 提出		給与支払報告書 特別徴収	に係る給与所得者異動届出書		年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
〒489-0803 瀬戸市追分町64		所在地	セトカブシキガイシャ		特別徴収義務者 指定番号 0012345670
氏名又は名称 瀬戸株式会社		フリガナ	セトハナコ		宛名番号
法人番号 又は個人番号 0000123456789		フリガナ	セトハナコ		担連 所属 人事課
フリガナ 瀬戸 花子		フリガナ	セトハナコ		名 愛知 市子
氏名 瀬戸 花子		フリガナ	セトハナコ		話 (0561) 82-7111
生年月日 1985年 1月 1日		フリガナ	セトハナコ		異動事案発生日 (例：退職日)を記入 してください。
個人番号 0000123456789		フリガナ	セトハナコ		異動年月日 〇年 1月 30日
受給者番号 202601		フリガナ	セトハナコ		異動の事由 1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 (事由・理由)
1月1日 現在の住所 瀬戸市追分町123		フリガナ	セトハナコ		異動後の未徴収 税額の徴収方法 2. 一括徴収
異動後の 住所 同上		フリガナ	セトハナコ		3. 普通徴収 (本人納付)
特別徴収税額 (年税額) 240,000 円		フリガナ	セトハナコ		
徴収済額 (イ) 160,000 円		フリガナ	セトハナコ		
未徴収税額 (ウ) 80,000 円		フリガナ	セトハナコ		

1. 特別徴収継続の場合		「未徴収の始まりの月」と「一括徴収した月」を 同じにしてください。 (ウ) 未徴収税額と徴収予定額が同額となります。 1～4月ご退職の場合、原則一括徴収していただき ますようご協力ください。		務先へは 月割額 〇〇〇円を 分(翌月10日納入期限分)から 納入するよう連絡済みです。
新しい 勤務先	特別徴収義務者 指定番号	新規	元	話
	所在地			
	フリガナ			
	氏名又は名称			
				右から 番号を 記入

2. 一括徴収の場合		左記の一括徴収した税額は、 〇〇〇円分(翌月10日納入期限分) で納入します。	
理由	2. 異動が令和〇年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	2月20日
	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	80,000 円

3. 普通徴収の場合		※市 処理 欄	
理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	現年度	新年度
	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		
	3. 死亡による退職であるため		

【記入例】③退職等により未徴収税額を普通徴収（個人納付）に切り替える場合

宛先 瀬戸市長 令和〇年12月25日 提出		給与支払報告書 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		年度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		
		所在地 〒489-0803 瀬戸市追分町64		フリガナ セトカブシキガイシャ		特別徴収義務者 指定番号 0012345670		宛名番号	
給与支払者 特別徴収者		氏名又は名称 瀬戸株式会社		法人番号 又は個人番号 0000123456789		所属 人事課		担連名 愛知 市子	
フリガナ セト ハナコ		氏名 瀬戸 花子		特別徴収税額 (年税額)		異動年月日 〇年 12月 20日		異動の事由 1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 (事由・理由)	
生年月日 1985年 1月 1日		個人番号 000123456789		(ア) 徴収済額 240,000 円		(イ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 140,000 円		(ウ) 異動後の未徴収 税額の徴収方法 3. 普通徴収 (本人納付)	
受給者番号 202601		1月1日現在の住所 瀬戸市追分町123		異動後の住所 同上		異動の事由 1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 (事由・理由)		異動後の未徴収 税額の徴収方法 3. 普通徴収 (本人納付)	

異動事案発生日
(例：退職日)を記入
してください。

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	(新規)	法人番号											新しい勤務先へは、月割額____円を	
	所在地			担当者 連絡先	所属 氏名						____月分(翌月10日納入期限分)から				
	フリガナ			電話						徴収し、納入するよう連絡済みです。					
	氏名又は名称										受給者番号				
										納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要				

2. 一括徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和〇年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和〇年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、	
		月 日	円	____月分(翌月10日納入期限分) で納入します。	

3. 普通徴収の場合

理由	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 異動が令和〇年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和〇年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため
----	--

※市 処理 欄	現年度	新年度

● 異動があった場合は、異動月の翌月10日まで提出してください。



給与支払報告書 特別徴収に係る給与と所得者異動届出書

年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
右から番号を記入

宛先 瀬戸市長 令和 年 月 日 提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地(住所)	〒										特別徴収義務者 指定番号			
		フリガナ											宛名番号			
		氏名又は名称											担連絡先 所属			
		法人番号 又は個人番号														←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載
		フリガナ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法							
給与所得者		氏名														
		生年月日	年 月 日													
		個人番号														
		受給者番号														
		1月1日現在の住所														
		異動後の住所														
				円	円	円	年 月 日	1. 退職・長 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)							

1. 特別徴収継続の場合

新しい 特別徴収 義務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号		新規	法人番号											新しい勤務先へは、月割額 円を、 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
	所在地	〒										担当者 連絡先 所属 氏名 電話			
	フリガナ											受給者番号			
	氏名又は名称											納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入 1.必要 2.不要		

2. 一括徴収の場合

理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分) で納入します。
	2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円	

3. 普通徴収の場合

理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	※市 処理 欄	現年度	新年度
	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため			
	3. 死亡による退職であるため			

普通徴収から特別徴収への切替依頼書

(宛先) 瀬戸市長 令和 年 月 日 提出		(特別徴収と支払義務者) 所在地(住所) 千 フリガナ 氏名又は名称 法人番号又は個人番号		市使用欄		宛名番号	
				特別徴収義務者指定番号		担 連 当 絡 者 先	所属
		氏名					
		電話					

◎ 次の納税者について、 月分 (月 日納期分) より特別徴収に切替します。

給 与 所 得 者	フリガナ						
	氏名						
	生年月日		年	月	日		
	住所	千					
	受給者番号						※通知書に記載が必要な場合のみ
	普通徴収の年税額	円	納付済税額		円		
		第	期分まで				

月割額の連絡 (必要な場合のみ記入してください)	
月	日 までに通知が必要
※毎月15日までに受付した依頼書に関しての通知書は、月末頃に発送します。 ※通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。	

市 使 用 欄	特 徴 税 額	月 分	
		月 分 以 降	
		合 計	
	月割額連絡		/
	口座振替		無・有
給与所得以外の所得の有無		無・有 (切替可・不可)	

- ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収へ切替えることができません。
- ※普通徴収の納付書 (二重納付防止のため、残りの納付書 (納期未到来分)) を添付してください。
- ※65歳以上の方について、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。

特別徴収に係る納期の特例の承認申請書 取消届出書



(宛先) 瀬戸市長 令和 年 月 日 提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地(住所)	〒	特別徴収義務者 指定番号		
		フリガナ				
		氏名又は名称		担 連 当 絡 者 先	所属	
		法人番号又は個人番号			氏名	
				電話		

1. 地方税法第321条の5の2、地方税法施行令第48条の9の10及び瀬戸市市税条例第46条の3の規定により、特別徴収税額の納期の特例を申請します。
 2. 地方税法施行令第48条の9の11及び瀬戸市市税条例第46条の4の規定により、特別徴収税額の納期の特例の取消を届出します。

右から番号を記入

◆承認を申請する場合

当該特例の適用を受けようとする税額	円	令和	年	月分から令和	年	5月分までの納期に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額
申請日前直近6か月間における 給与支払総人員 ※カッコ内は、臨時雇用者の人員を記入してください。	令和	年	月分	人 (人)	令和	年 月分 人 (人)
	令和	年	月分	人 (人)	令和	年 月分 人 (人)
	令和	年	月分	人 (人)	令和	年 月分 人 (人)
やむを得ない事由による市税の滞納又は最近において著しい遅延の事実がある場合は、その詳細な事由						

◆取消を届出する場合

当該特例の取消となる税額	円	令和	年	月分以降の納期に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額
納期の特例を取り消す事由	1. 納期の特例の必要がなくなったため 2. 従業員等が10名以上になったため 3. その他 ()			

※ 納期の特例は、要件の変更がない限り継続して適用しますので、毎年申請書を提出する必要はありません。

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

※所在地・名称等の変更があった場合、すみやかに提出してください。

(宛先) 瀬戸市長 令和 年 月 日 提出	受付印	(特別 給与 徴収 義務 者)	所在地 (住所)	〒	特別徴収義務者 指定番号		
	フリガナ			担 連 当 絡 者 先		所属	
	氏名又は 名称				氏名		
	法人番号又は 個人番号				電話		

変更年月日	令和 年 月 日
-------	----------

変更事由 (右から番号を記入してください)	1. 住所(居所)又は所在地変更 2. 氏名又は名称変更 3. 電話番号変更 4. 送付先変更 5. 統合・合併・分割による変更 6. その他 ()
--------------------------	--

※複数該当の場合はその他を選択し該当の番号を()内にすべて記入してください。

変更事項	変更前	変更後
フリガナ		
住所(居所)又は 本店(登記上)の所在地	〒	〒
フリガナ		
氏名又は名称		
電 話		
関係書類の送付先 (所在地とは異なる場合)	〒	〒
統合・合併・分割等 (右から番号を記入してください)	1. 指定番号を新規に取得する。 2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 (指定番号 :) 3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。 (指定番号 :) ※1,2については、別途「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。	

●変更事項のみご記入ください。

●名称等変更があった場合でも、特別徴収義務者指定番号に変更がなければ、納入書はそのまま使用できます。

受付印

令和 年度 特別徴収税額通知の受取方法等変更届出書

(宛先) 瀬戸市長 令和 年 月 日 提出	(特別徴収義務者)	所在地(住所)	〒										eLTAX利用者ID	
		フリガナ											特別徴収義務者指定番号	
		氏名又は名称											担連絡者先	所属
		法人番号又は個人番号												
													電話	

	変更前 ※変更項目のみ記入してください。				変更後 ※変更項目のみ記入してください。			
特別徴収義務者用	<input type="checkbox"/>	電子データのみ (正本)	<input type="checkbox"/>	書面のみ (正本)	<input type="checkbox"/>	電子データのみ (正本)	<input type="checkbox"/>	書面のみ (正本)
納税義務者用	<input type="checkbox"/>	電子データのみ (正本)	<input type="checkbox"/>	書面のみ (正本)	<input type="checkbox"/>	電子データのみ (正本)	<input type="checkbox"/>	書面のみ (正本)
通知先メールアドレス								
備考欄								

【注意事項】

- eLTAXで給与支払報告書を提出する際に選択した特別徴収税額通知の「受取方法」や「メールアドレス」を変更する場合に提出してください。
 - 「電子データのみ(正本)」を選択した場合は、通知先メールアドレスを必ず記載してください。
 - 5月にお送りする特別徴収税額の決定通知に反映させたい場合は**毎年3月末日(必着)までに郵送または窓口へ直接提出してください。**
- ※ 期日を過ぎた場合、初回通知分について受取方法の変更が反映されませんのでご注意ください。
- 年度途中にご提出いただいた場合は、**受領日の属する月の翌月分以降**の通知発送に反映されます。

市処理欄

--

ゆうちょ銀行・郵便局を利用される特別徴収義務者様へ（お願い）

①特別徴収税額の納入にゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、本市が取扱局として指定しなければならないため、特別徴収義務者様から、指定通知書をご提出くださいますようお願い申し上げます。

②愛知、岐阜、三重、静岡の各県のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、指定通知書を出す必要はありません。

③愛知、岐阜、三重、静岡以外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、右の「指定通知書」に利用されるゆうちょ銀行名又は郵便局名、日付を記入のうえ、当初納入される際、そのゆうちょ銀行・郵便局にご提出ください。

④昨年度利用の指定郵便局は、今年度も引続き利用できますので、提出の必要はありません。

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行_____店長様

_____郵便局長 様

瀬戸市長
(公印省略)

指 定 通 知 書

貴店（局）を地方税法第321条の5第4項の規定により、本市の市民税・県民税・森林環境税（特別徴収額）取扱店（局）に指定しましたので通知します。

許可番号 貯業-第65号

口座番号 (名古屋) 00810-7-960388

加入者の名称 瀬戸市会計管理者

取りまとめ店 ゆうちょ銀行名古屋貯金事務センター

▼市民税・県民税・森林環境税の特別徴収に係る納付取扱いについて▼

上記指定通知書に記載のとおり、貴店（局）を本市の市民税・県民税・森林環境税（特別徴収額）取扱店（局）に指定しましたので、納付取扱いよろしくお願いいたします。